

対象施設及び補助基準単価について

(1) 対象施設

対象施設	区 分	備 考
① 特別養護老人ホーム (定員30人以上)	創設、増築、改築、 改修（既存→ユニット型）、 大規模修繕	ユニット型施設を基本とする。
② 老人ショートステイ用居室整備加算	創設、増築、改築	
③ 養護老人ホーム	創設、増築、改築、 大規模修繕	
④ 老人ショートステイ用居室整備加算	創設、増築、改築	
⑤ 軽費老人ホーム	創設、増築、 大規模修繕	特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス(定員30人以上)であって、ユニット型施設を基本とする。
⑥ 介護老人保健施設 (定員30人以上)	創設、増築、改築、 改修、 大規模修繕	ユニット型施設を基本とする。また、療養病床の転換に係るものは除く。
⑦ 介護医療院	大規模修繕	
⑧ 訪問看護ステーション	創設、増築	
⑨ 地域密着型特別養護老人ホーム (定員29人以下)	創設、増築	ユニット型施設を基本とする。

(2) 補助基準単価について

- ・ 対象施設の①～⑧は、介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱(令和6年10月29日施行)別表4の基準単価による。
- ・ 対象施設の⑨は、介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱(令和6年12月17日施行)別表1の基準単価による。